

## 八王子市告示第 82 号

振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）別表第 1 付表第 1 号に規定する市長が指定する区域を平成 24 年 4 月 1 日に指定したので、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 3 項の規定に基づき告示する。

平成 24 年 4 月 2 日

八王子市長 石森 孝志

1 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに同号の規定による用途地域として定められていない地域

上記に規定する区域以外の区域であって、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 80 メートルの区域

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所
- (3) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの
- (4) 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム

2 振動規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域

（問い合わせ先）

環境部環境保全課

電話 042-620-7255（直通）